

令和6年度 第1回教育本部理事会

令和5年(2023年)9月14日改正

新旧対照表

| 現 行  | 改 正 案   | 備 考             |
|--|---|-----------------|
| <p style="text-align: center;">5 5 1<br/>公認スキーパトロール規程</p> <p>(目的)<br/>第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキーパトロール（以下「スキーパトロール」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(年度)<br/>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(使命)<br/>第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供することを、その使命とする。</p> <p>(理念)<br/>第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとしてすべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきである。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティ、弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。</p> <p>(目標)<br/>第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなければならない。</p> <p>(1) スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー指導に関すること<br/>(2) スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること<br/>(3) 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること<br/>(4) 索道からの旅客救助に関すること<br/>(5) バックカントリー・雪崩・気象に関すること</p> <p>(資格)<br/>第6条 スキーパトロールは、公認スキーパトロール検定規程に定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>(有効期間)<br/>第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義務)<br/>第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負う。</p> <p>(1) 公認スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの使命を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキーパトロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。また、その他の関連研修も積極的に受けなければならない。</p> <p>(2) スキーパトロールは、加盟団体や所属団体の事業には優先的に参加しなければならない。</p> | <p style="text-align: center;">5 5 1<br/>公認スキーパトロール規程</p> <p>(目的)<br/>第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキーパトロール（以下「スキーパトロール」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(年度)<br/>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(使命)<br/>第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供することを、その使命とする。</p> <p>(理念)<br/>第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとしてすべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきである。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティ、弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。</p> <p>(目標)<br/>第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなければならない。</p> <p>(1) スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー指導に関すること<br/>(2) スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること<br/>(3) 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること<br/>(4) 索道からの旅客救助に関すること<br/>(5) バックカントリー・雪崩・気象に関すること</p> <p>(資格)<br/>第6条 スキーパトロールは、公認スキーパトロール検定規程に定めた検定会で合格した者が、<u>別に定めた手続きを行うことにより資格が</u>付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>(有効期間)<br/>第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義務)<br/>第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負う。</p> <p>(1) 公認スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの使命を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキーパトロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。また、その他の関連研修も積極的に受けなければならない。</p> <p>(2) スキーパトロールは、加盟団体や所属団体の事業には優先的に参加しなければならない。</p> | <p>スキーに合わせる</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>(3) スキー場の常勤・非常勤・ボランティアスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与しなければならない。</p> <p>(4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的に関与しなければならない。</p> <p>(資格の停止)</p> <p>第9条 スキーパトロールが、公認スキーパトロール研修を2年続けて未修了の場合は、スキーパトロールの資格を停止する。資格停止中の者は、スキーパトロールとして活動ができない。</p> <p>(資格停止の解除)</p> <p>第10条 スキーパトロールの資格の停止を解除しようとする者は、公認スキーパトロール研修修了により資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第11条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当する場合は、スキーパトロールの資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき</p> <p>(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p>2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。</p> <p>(登録料の納期)</p> <p>第12条 第1条に定めるスキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p><br><p>平成25年7月9日 制定<br/>         平成29年7月15日 改正<br/>         平成29年8月22日 改正<br/>         令和2年11月6日 改正<br/>         令和5年7月5日 改正</p> | <p>(3) スキー場の常勤・非常勤・ボランティアスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与しなければならない。</p> <p>(4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的に関与しなければならない。</p> <p>(資格の停止)</p> <p>第9条 スキーパトロールが、公認スキーパトロール研修を2年続けて未修了の場合は、スキーパトロールの資格を停止する。資格停止中の者は、スキーパトロールとして活動ができない。</p> <p>(資格停止の解除)</p> <p>第10条 スキーパトロールの資格の停止を解除しようとする者は、公認スキーパトロール研修修了により資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第11条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当する場合は、スキーパトロールの資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき</p> <p>(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p>2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。</p> <p>(登録料の納期)</p> <p>第12条 第1条に定めるスキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p><br><p>平成25年7月9日 制定<br/>         平成29年7月15日 改正<br/>         平成29年8月22日 改正<br/>         令和2年11月6日 改正<br/>         令和5年7月5日 改正<br/> <u>令和5年9月14日 改正</u></p> |  |
|---|--|--|